笠間市地域交流センターともべ及び
笠間市営友部駅南口自転車駐車場
管理運営業務仕様書

令和５年７月

笠間市総務部総務課

目　　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　関係法令の遵守　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　施設の休館日及び休場日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　施設の開館時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　管理運営業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　個人情報の保護に関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・６
７　業務実施にあたっての留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・７

笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例
笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則
笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則
＜参考資料＞

１　はじめに

本書は，笠間市地域交流センターともべ（以下「地域交流センターともべ」という。）及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の管理運営業務に関し，笠間市が指定管理者に要求する管理基準を示すものである。

なお，指定管理者は，本書に定めのない事項にあっても業務遂行上必要と認められる事項については，実施することとする。

２　関係法令の遵守

地域交流センターともべ及び自転車駐車場の管理にあたっては，本管理業務仕様書のほか，次の各号に掲げる法令に基づくものとする。

ただし，指定管理期間中に法令等に改正があった場合は，改正された内容によるものとする。

（１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
（２）駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
（３）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
（４）笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 28 年笠間市条例第 13 号）
（５）笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 28 年笠間市規則第 28 号）
（６）笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年笠間市条例第 128 号）
（７）笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年笠間市規則第 93 号）
（８）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
（９）笠間市個人情報保護法施行条例（令和５年笠間市条例第８号）
(10) 笠間市情報公開条例（平成 18 年笠間市条例第 246 号）
(11) 笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年笠間市条例第 62 号）
(12) 笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 18 年笠間市規則第 40 号）
(13) その他関係法令

３　施設の休館日及び休場日

（１）地域交流センターともべの休館日は，原則として次のとおりとする。ただし，指定管理者及び市の事業等により施設を使用する場合は，その限りではない。

①　毎月第２・第４火曜日。ただし，当該日が国民の祝日及び国民の祝日の振替休日の場合は，その翌日とする。

②　１２月２９日から翌年１月３日まで。

③　指定管理者において必要があると認めるときは，市長の承認を得て，休館日を変更し，又は臨時に休館にすることができる。

（２）自転車駐車場の休場日はありません。

４　施設の開館時間

（１）地域交流センターともべの開館時間は，午前９時から午後１０時までとする。ただし，指定管理者において必要があると認めるときは，市長の承認を得て，開館時間を変更することができる。

（２）自転車駐車場の開場時間は，２４時間とする。ただし，指定管理者において必要があると認めるときは，市長の承認を得て，開場時間を変更することができる。

５　管理運営業務

管理運営業務は，笠間市地域交流センターともべ及び自転車駐車場が持つさまざまな機能を十分に発揮させ，利用者に利用しやすいようなサービスを提供すること。

（１）管理運営について

①地域交流センターともべ及び自転車駐車場管理

ア　管理体制

（ァ）適正な組織編成及び職員の配置を行い，管理責任者を明確にすること。

（ィ）職員に必要な研修を実施し，資質，知識等の育成・向上に努めること。

（ゥ）職員は，利用者から地域交流センターともべの職員と分かるよう名札を着用すること。

イ　管理日誌

１日の業務内容（利用者の把握，事業内容，来館者数，点検，修繕，清掃，その他維持管理作業等）や利用者対応など，特記事項を記した管理日誌等（様式任意）を作成すること。

ウ　市への協力体制

（ァ）市の行う事業に協力すること。

（ィ）当該施設に係る占用・設置・管理の許可に係る申請書等を受け付けた場合は，速やかに市に協議すること。

エ　関係機関との連携・調整

市や各種団体等，関係機関等と円滑な連絡・調整を行い，利用者の利便を図ること。

オ　文書管理

（ァ）指定管理者は，その管理の業務に係る文書及び情報（以下「文書等」という。）を適正に管理するものとする。

（ィ）指定管理者は，指定管理期間終了後，その管理の業務に係る文書等を市又はその後の指定管理者に引き継がなければならない。

カ　拾得物の処理

拾得物は利用者に分かる場所に一定期間保管した後，処分すること。

なお，金品等については，直ちに警察に届け出ること。

②利用者サービス向上

ア　利用対応等

（ｱ）施設及び設備器具の利用に係る予約，受付，貸出を行い，利用者が円滑な活動ができるように必要に応じて指導・助言等を行うこと。

（ｲ）パンフレットやウェブサイト等を活用し，利用者が必要とする情報を提供すること。

（ｳ）問合せへの対応等を適切に行うこと。

（ｴ）カフェの運営は指定管理者の創意と工夫を基本に市と協議すること。

（ｵ）使用に関する疑義等で特異なものについては，市と協議すること。

（ｶ）職員に公の施設の管理運営業務に従事するものであることを自覚させ，利用者との対応については，十分注意を払うこと。

（ｷ）職員の接遇の向上に努めること。

イ　使用の制限等

（ｱ）市条例及び規則に掲げる禁止行為を行っている者には，中止するよう指導を行うこと。

（ｲ）敷地内は禁煙とすること。

③　利用促進業務

地域交流センターともべ及び自転車駐車場の利用促進を図るため，積極的かつ，効果的に次の広報活動や情報提供を行うこと。

（ｱ）施設案内や事業概要等のパンフレットの作成及び配布

（ｲ）ホームページの作成及び更新

（ｳ）情報誌等への掲載，開催事業のチラシ等の作成及び配布

（ｴ）市報・週報への掲載

（ｵ）その他，利用者のニーズに応えた媒体の利用

④　市民活動団体等の支援

市民活動団体等を支援するため，市民活動の活性化に資する情報の提供を行うほか，地域や市民活動を活性化させるための仕掛けとして，以下の事業を実施するものとする。

その事業収入は，指定管理者の収入とすることができる。ただし，市と事前に協議し，市の了解を得ること。

（ｱ）市民活動又は地域コミュニティの活性化を図るための事業

（ｲ）市民活動等を支援するための各種講座や研修会等

この企画・実施については，可能な限り地域や利用者等からの意見を取り入れながら行うものとする。

（２）交流促進業務

①自主事業

交流促進事業として，設置目的に反しない範囲内において自主事業を提案するものとする。

提案にあたっては，以下の項目に留意したうえで，自由な発想で行うこと。

（ｱ）地域交流センターともべを使用して，自ら企画・開催し，その収入は指定管理者の収入とすることができる。ただし，市と事前に協議し，市の了解を得ること。

（ｲ）月間・年間をとおした計画を策定すること。

（ｳ）施設の利用促進，利便性向上，環境に関する啓発等を考慮した事業を提案し，積極的に実施すること。

②体制

地域活性化を図るため，年間を通して催事等が開催できるよう関係団体との連携・協力体制を整えること。

（３）維持管理業務

維持管理業務にあたっては，維持管理方針に沿った適正な維持管理を行い，地域交流センターともべ及び自転車駐車場を快適で安全な利用ができる状態に維持すること。

①保守管理業務

（ｱ）地域交流センターともべの機能を維持し，サービス提供が円滑に行われる状態を常に保つこと。

（ｲ）施設を安全，かつ，安心し利用できるよう予防保全に努めること。

（ｳ）設備等の保守点検に係る報告書（様式任意）を作成すること。

（ｴ）施設等の不具合を発見したときは，速やかに市に報告すること。

（ｵ）施設内は，ユニバーサルデザインを心がけ，備品の配置等に配慮すること。

（ｶ）駐車場及び自転車駐車場の管理については，利用者が安全に利用できるように管理し，障害者等の利用についても留意すること。

②修繕業務

（ｱ）施設における活動に支障をきたさないよう，備品の管理を行うこと。

（ｲ）指定管理者の負担すべき修繕費は，１回当たり５万円以内とし，それ以外については，指定管理者と市で協議のうえ費用負担を決定する。

指定管理者が行った修繕・改築については，箇所，修繕前の状態，内容，経費等が分かる図書を添付した報告書を作成し，適切に整理・保管しておくこと。

また，市の指示があったときは提出すること。

（ｳ）指定管理者に貸し付ける備品等については，市の所有とし，備品台帳（様式任意）を備えてその使用及び保管は十分注意し，変更があった場合は更新すること。

（ｴ）指定管理者が管理する市の所有する備品の購入及び廃棄等の異動については，市に報告すること。

（ｵ）施設又は設備が破損，損壊又は老朽化などした場合で，利用者の安全上及び管理運営上緊急に対応する必要がなく，次年度以降計画的に対応する者については，内容，方法，必要金額，優先順位等を整理し，市に報告すること。

なお，費用負担については，別途，市と指定管理者で協議するものとする。

③清掃業務

（ｱ）日常的に点検，清掃を行い，常に清潔な状態を保つこと。
また，維持管理表（様式任意）を作成し，定期的に市に報告すること。

（ｲ）清掃の実施と併せて，トイレットペーパーや石鹸などの消耗品は，常に補充された状態にすること。

（ｳ）床部分（フローリング，ビニール床シート，御影石，塗り床，カーペット）については，毎月１回，機械による磨き清掃を行うこと。

（ｴ）冷暖房のフィルター，窓ガラス，換気扇，蛍光灯等の清掃を定期的に行うこと。

（ｵ）定期的又は必要に応じて害虫駆除を行い，施設・設備を良好な状態に保つこと。

（ｶ）管理運営業務により生じた廃棄物の処理に当たっては，廃棄物に関する関係法令等を遵守するとともに，笠間市の収集方法に従い分別を行うなど，リユース・リサイクルに努めること。なお，廃棄物の処理に要する費用は指定管理者の負担とする。

（ｷ）施設の環境を良好に維持するため，敷地内の清掃，除草を行うこと。

（ｸ）イベント開催後のごみ拾い等は，主催者が行うことを原則とすること。

④保安・リスク対応

ア　事故防止対策

（ｱ）施設内の設備・備品等の日常点検においては，常に事故防止の観点に留意し，異常を発見した場合は，直ちに修繕を行い，必要な場合は施設・備品等の使用禁止，立入禁止等の措置をとること。

（ｲ）夜間照明，防護柵等の安全設備については，適宜整備点検し，利用者の事故防止に努めること。

（ｳ）危険な行為をしている利用者には注意・指導等を行い，利用者の安全に努めること。

イ　緊急対応体制の確立

（ｱ）消防法に基づく防火管理者を選任・配置のうえ，消防計画等を作成し，指定管理業務開始７日前までに，笠間市消防本部及び市に提出すること。

（ｲ）非常時の避難誘導経路や緊急連絡体制について，事前に計画を作成し，市の承認を得ること。

（ｳ）事故や災害時などには，迅速，かつ，的確な情報の伝達及び対応ができる体制を確立すること。

（ｴ）事故が発生した場合は，被害者の救助・保護などの応急措置を講じるほか，状況に応じて関係機関と連絡を取り，適切に対処すること。

（ｵ）重大な事故については，直ちに市に電話で一報を入れ，その指示に従うとともに，書面で市に報告すること。

ウ　賠償責任保険

施設内で発生した利用者に係る損害賠償保険に加入すること。ただし，市及び指定管理者の瑕疵を対象とするものであること。

⑤安全対策

ア　利用者指導・事故の防止等

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために，利用状況を把握し，必要に応じて注意・指導等を行うこと。

イ　緊急時・防犯・防火・防災対策

（ｱ）緊急時・防犯・防火・防災対策について，マニュアルを作成し，職員の指導を行うこと。

（ｲ）施錠・解錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。

閉館時は，機械警備を実施し，夜間の巡回確認を行うこと。

また，特に火気の始末に留意すること。

（ｳ）消防設備の配置状況等の把握及び日常点検を行うとともに，消防署の査察等がある場合は，立会いのうえ，必要な是正措置について市と協議のうえ，実施すること。

（４）施設利用の許可等

①地域交流センターともべ及び自転車駐車場に関する条例，規則に基づき行うこと。(器具の貸出を含む。)

②施設の設置目的に適合した利用を優先すること。

③次に該当する場合は，利用の承認をしないこと。

（ｱ）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

（ｲ）施設等を損傷し，又は滅失するおそれがあるとき。

（ｳ）施設等の管理上支障があると認めるとき。

④利用者数などを把握するとともに，毎月終了後，利用状況実績報告書（様式任意）を作成し，翌月１０日までに，市に報告すること。

⑤使用に関する疑義が生じた場合は，市と協議すること。

⑥利用者の安全性を確保するために緊急に閉館する必要が生じた場合は，市に報告すること。

⑦施設の修繕及び整備のため，市の都合により臨時に変更をする場合は，それに応じること。

６　個人情報の保護に関すること

（１）指定管理者は，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号)，個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号)，笠間市個人情報保護法施行条例（令和５年笠間市条例第８号)，笠間市個人情報保護法施行細則（令和５年笠間市規則第１１号）及び笠間市個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則（令和５年笠間市規則第１２号）の定めるところにより個人情報の適切な取り扱いについて，必要

な措置を講じなければならない。

（２）指定管理者及び指定管理業務に従事するものは，当該業務の実施に関して保有する情報及び当該業務の実施により知り得た個人情報については，外部へ漏らし，又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し，又は指定を取り消されたあとにおいても同様とする。

（３）日常より個人情報保護の体制をとり，職員等に周知・徹底を図ること。

７　業務実施に当たっての留意事項

（１）公の施設であることを念頭において，公平な運営を行うこととし，特定の団体等に有利若しくは不利になる運営をしないこと。

（２）指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合及び事業計画の主要事項を変更する場合は，市と協議を行うこと。

（３）施設自体が貴重な建築財産であることを理解し，保存に努めること。

（４）館内での火災，犯罪等の防止に努めること。

（５）指定管理者は，業務の実施にあたり，必要に応じて市と協議を行うこと。

○笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

平成２８年３月１７日

条例第１３号

改正　平成２９年３月１６日条例第６号

令和元年９月２０日条例第５号

令和３年６月１６日条例第２５号

（設置）

第１条　市民の交流を促進し，地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進，観光拠点としての機能を図るため，笠間市地域交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

（平２９条例６・一部改正）

（名称及び位置）

第２条　交流センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
笠間市地域交流センターともべ	笠間市友部駅前１番１０号
笠間市地域交流センターいわま	笠間市下郷４４３８番地７
笠間市地域交流センターみなみ	笠間市下市毛５９１番地１
笠間市地域交流センター大橋	笠間市大橋１５４３番地
笠間市地域交流センター池野辺	笠間市池野辺１２９５番地
笠間市地域交流センター高田	笠間市福田３０１０番地１
笠間市地域交流センターはこだ	笠間市箱田１０３７番地
笠間市地域交流センターさしろ	笠間市寺崎１３５番地
笠間市地域交流センターもとど	笠間市本戸３１５４番地
笠間市地域交流センターくるす	笠間市来栖１０４５番地
笠間市地域交流センター南山内	笠間市南吉原１８１番地
笠間市地域交流センター上加賀田	笠間市上加賀田３２９番地１
笠間市地域交流センター福原	笠間市福原３６０２番地２

２　市長は，前項に定める名称のほか，愛称を定めることができる。

（平２９条例６・令３条例２５・一部改正）

（開館時間等）

第３条　交流センターの開館時間は，午前９時から午後１０時までとする。

２　交流センターの休館日は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　笠間市地域交流センターともべにあっては，毎月第２及び第４火曜日，笠間市地域交流センターいわまにあっては，毎月第１及び第３火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に該当するときは，その日以降の直近の休日でない日）

（２）　１２月２９日から翌年１月３日までの日

３　市長は，必要と認めるときは，第１項に規定する開館時間を変更し，又は前項に規定する休館日を変更し，若しくは臨時に休館することができる。

（平２９条例６・一部改正）

（職員）

第４条　交流センターにセンター長，副センター長その他必要な職員を置くことができるものとする。

（令３条例２５・追加）

（業務）

第５条　交流センターの業務は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　市民の交流の促進に関する業務

（２）　地域の活性化及び地域活動の推進に関する業務

（３）　市民の健康増進を目的とした施設利用に関する業務

（４）　観光拠点に関する業務

（５）　前各号に掲げるもののほか，交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務

（平２９条例６・一部改正，令３条例２５・旧第４条繰下）

（使用の許可）

第６条　交流センターの施設，附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も，また同様とする。

２　市長は，施設等の管理上必要があると認めるときは，前項の許可に条件を付すことができる。

（令３条例２５・旧第５条繰下）

（使用の制限）

第７条　市長は，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，施設等の使用を許可しない。

（１）　施設等を使用する者が，公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

（２）　施設等を使用する者が，施設等を損傷し，又は滅失するおそれがあるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか，市長が施設等の管理上支障があると認めるとき。

（令３条例２５・旧第６条繰下）

（使用料）

第８条　施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，施設等の使用料（以下「使用料」という。）として，別表第１及び別表第２に定める額の使用料を納入しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合における使用料の額は，それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　営利を目的として入場料その他これに類するものを徴収して施設を使用する場合又は商業宣伝，営業その他これに類する目的をもって施設を使用する場合　前項の規定による額の２倍の額

（２）　本市に住所を有しない個人又は本市に事務所若しくは事業所を有しない法人その他の団体が施設等を使用する場合　前項の規定による額の２倍の額

（３）　前２号のいずれの場合にも該当する場合　前項の規定による額の４倍の額

（令３条例２５・旧第７条繰下）

（使用料の納入）

第９条　使用者は，第６条第１項の規定により許可を受けたときは，前条の規定により算出された使用料を納入しなければならない。

（令３条例２５・旧第８条繰下・一部改正）

（使用料の減免）

第１０条　市長は，公益上必要と認めるときは，規則で定めるところにより第８条に規定する使用料を減額し，又は免除することができる。

（令３条例２５・旧第９条繰下・一部改正）

（使用料の返還）

第１１条　既に納入された使用料は，返還しない。ただし，市長が特別の事情があると認める場合は，規則で定めるところにより，その全部又は一部を返還することができる。

（令３条例２５・旧第１０条繰下）

（特別の設備等の使用）

第１２条　使用者は，施設等の使用に際し，特別の設備をし，又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（令３条例２５・旧第１１条繰下）

（目的外使用等の禁止）

第１３条　使用者は，許可を受けた目的以外に施設等を使用し，又はその使用の権利を他人に譲渡し，若しくは貸与してはならない。

（令３条例２５・旧第１２条繰下）

（使用許可の取消し等）

第１４条　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，施設等の使用の許可を取り消し，又は使用の中止を命ずることができる。

（１）　使用者が前２条の規定に違反したとき。

（２）　使用者が第６条第２項の規定による使用の許可に付された条件又は市長の指示に従わないとき。

（３）　使用者が使用料を納付しないとき。

（４）　災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

（５）　公共の福祉その他やむを得ない理由が生じたとき。

２　前項各号のいずれかに該当し，施設等の使用の許可を取り消し，又は使用の中止を命じた場合において，使用者が損害を受けたときは，市は，その責めを負わない。ただし，同項第５号に該当し，市長が必要と認める場合にあ

っては，この限りでない。

（令３条例２５・旧第１３条繰下・一部改正）

（原状回復の義務）

第１５条　使用者は，施設等の使用を終えたとき，又は前条第１項第１号から第３号の規定により施設等の使用の許可を取り消され，若しくは使用の中止を命ぜられたときは，直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

（令３条例２５・旧第１４条繰下）

（損害賠償の義務）

第１６条　交流センターに入館した者及び使用者は，故意又は過失により建物，施設等を損傷し，又は滅失したときは，その損害を賠償しなければならない。ただし，市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは，この限りでない。

（令３条例２５・旧第１５条繰下）

（指定管理者による管理）

第１７条　市長は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により，法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に交流センターの管理を行わせることができる。

２　前項の規定により交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合において，市長は，法第２４４条の２第８項の規定により，交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

３　利用料金の額は，別表第１及び別表第２に定める使用料の額を上限として，指定管理者が定める。この場合において，指定管理者は，あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を得なければならない。

（令３条例２５・旧第１６条繰下）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第１８条　前条第１項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合において，当該指定管理者が行う業務は，次の各号に掲げる業務とする。

（１）　交流センターの施設等の運営及び維持管理に関する業務

（２）　第５条各号に掲げる業務

（３）　前２号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める業務

２　前条第１項の規定により，指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合において，第３条中「市長は，必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は，必要と認めるときは，市長の承認を得て」と，第６条，第７条，第１０条，第１１条，第１２条，第１４条及び第１６条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と，第６条（見出しを含む。），第７条（見出しを含む。），第８条，第１２条から第１４条（見出しを含む。）及び第１５条の規定中「使用」とあるのは「利用」と，第８条，第９条及び第１２条から第１６条の規定中「使用者」とあるのは「利用者」と，第８条から第１０条（見出しを含む。），第１１条（見出しを含む。）及び第１４条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（令３条例２５・旧第１７条繰下・一部改正）

（指定管理者が行う管理の基準）

第１９条　指定管理者は，法令，条例その他市長の定めるところに従い，適正に交流センターの管理を行わなければならない。

（令３条例２５・旧第１８条繰下）

（委任）

第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（令３条例２５・旧第１９条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この条例は，規則で定める日から施行する。

（平成２９年規則第２号で平成２９年１月２９日から施行）

（笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

２　笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成２０年笠間市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

３　笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成１８年笠間市条例第１２８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（準備行為）

４　この条例の施行の日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し，必要な手続その他の行為については，この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（平成２９年条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は，規則で定める日から施行する。

（平成２９年規則第３５号で平成２９年１２月９日から施行）

（準備行為）

２　この条例の施行の日以降の笠間市地域交流センターいわまの使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し，必要な手続その他の行為については，この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（令和元年条例第５号）

この条例は，令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年条例第２５号）

（施行期日）

１　この条例は，令和３年１０月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行の日以降の笠間市地域交流センター（みなみ，大橋，池野辺，高田，はこだ，さしろ，もとど，くるす，南山内，上加賀田，福原）に係る使用の許可及び運営に関し，必要な手続その他の行為については，この条例の施行前においても行うことができる。

別表第１（第８条，第１７条関係）

（平２９条例６・令元条例５・令３条例２５・一部改正）

（１）　笠間市地域交流センターともべ

（単位：円）

時間	９時～１	１３時～	１８時～	９時～１	１３時～	９時～２

施設名	２時	１７時	２２時	７時	２２時	２時
マルチホール	６，１１０	８，１４０	８，１４０	１６，２９０	１８，３３０	２６，４８０
会議室	２，５４０	３，４６０	３，４６０	６，９２０	７，８４０	１１，３００
談話室１	１，０１０	１，３２０	１，３２０	２，６４０	３，０５０	４，３７０
談話室２	１，０１０	１，３２０	１，３２０	２，６４０	３，０５０	４，３７０
健康ルーム	２，５４０	３，３６０	３，３６０	６，８２０	７，６３０	１１，１００
コミュニティルーム	１，２２０	１，７３０	１，７３０	３，４６０	３，８７０	５，６００
市民活動サロン	９１０	１，２２０	１，２２０	２，５４０	２，９５０	４，１７０
調理室	２，９５０	３，９７０	３，９７０	７，９４０	８，８６０	１２，９３０
まちのひろば	３，０５０	４，０７０	４，０７０	８，１４０	９，１６０	１３，２４０
	面積の２分の１程度は半額 １区画（１０㎡程度）使用の場合　１時間　１００円					

（２）　笠間市地域交流センターいわま

（単位：円）

時間 施設名	９時～１２時	１３時～１７時	１８時～２２時	９時～１７時	１３時～２２時	９時～２２時
多目的ホール	３，４６０	４，５８０	４，５８０	９，２６０	１０，４９０	１５，０７０
会議室１	１，０１０	１，４２０	１，４２０	２，８５０	３，２５０	４，６８０
会議室２	１，０１０	１，４２０	１，４２０	２，８５０	３，２５０	４，６８０

会議室３	１，０１０	１，４２０	１，４２０	２，８５０	３，２５０	４，６８０
談話室	２，７５０	３，６６０	３，６６０	７，４３０	８，３５０	１２，１２０
健康ふれあいルーム	４，０７０	５，３９０	５，３９０	１１，０００	１２，３２０	１７，９２０
調理室	２，５４０	３，４６０	３，４６０	７，０２０	７，８４０	１１，４００
みんなのひろば	１，５２０	２，０３０	２，０３０	４，０７０	４，５８０	６，６２０
	面積の２分の１程度は半額 １区画（１０㎡程度）使用の場合　１時間　１００円					

（３）　笠間市地域交流センター（みなみ，大橋，池野辺，高田，はこだ，さしろ，もとど，くるす，南山内，上加賀田，福原）

（単位：円）

施設名＼時間	９時～１２時	１３時～１７時	１８時～２２時
全館（多目的ホール，和室，調理室，屋外施設等）	１，０００	１，０００	１，０００

別表第２（第８条関係）

（平２９条例６・令元条例５・令３条例２５・一部改正）

（１）　笠間市地域交流センターともべ

（単位：円）

附属設備及び備品＼時間	９時～１２時	１３時～１７時	１８時～２２時	９時～１７時	１３時～２２時	９時～２２時
ワゴンアンプ（マルチホール）	１，６２０	２，１３０	２，１３０	４，３７０	４，８８０	７，１２０
ワゴンアンプ（会議室）	９１０	１，２２０	１，２２０	２，４４０	２，７５０	３，９７０

映写スクリーン	５００	６１０	６１０	１，３２０	１，５２０	２，２４０

（２）　笠間市地域交流センターいわま

（単位：円）

時間 附属設備及び備品	９時～１２時	１３時～１７時	１８時～２２時	９時～１７時	１３時～２２時	９時～２２時
AVワゴン （多目的ホール）	５００	７１０	７１０	１，４２０	１，６２０	２，３４０
映写スクリーン	１００	１００	１００	２００	３００	４００
コインシャワー	１回　１００円					

○笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成２８年５月１３日
規則第２８号
改正　平成２９年５月１２日規則第２２号
令和３年３月２３日規則第８号
令和３年６月１６日規則第２１号

（趣旨）

第１条　この規則は，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成２８年笠間市条例第１３号。以下「条例」という。）の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

（センター長及び副センター長）

第２条　センター長及び副センター長は，市長の命を受けて，必要な事務を執行する。

２　センター長及び副センター長の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

３　センター長及び副センター長に欠員を生じた場合の補欠の任期は，前任者の残任期間とする。

（令３規則２１・追加）

（許可の申請）

第３条　条例第６条第１項の規定による使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は，笠間市地域交流センター使用許可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（令３規則２１・旧第２条繰下・一部改正）

（申請期間）

第４条　前条の規定による申請書の提出は，使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の４月前の初日から使用日の５日前までに行うものとする。ただし，市長がやむを得ない事由があると認めるときは，この限りでない。

（令３規則２１・旧第３条繰下）

（使用許可等）

第５条　使用の許可は，申込みの順に行う。この場合において，申込みが同時のときには申請者の協議又は抽選により決定するものとする。

２　市長は，笠間市地域交流センター（以下「交流センター」という。）の使用を許可したときは，笠間市地域交流センター使用許可書（様式第２号）を交付するものとする。

（令３規則２１・旧第４条繰下）

（許可事項変更等の申請）

第６条　条例第５条の規定による許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は，当該許可に係る事項を変更し，又は当該許可に係る使用を取り下げようとするときは，速やかに笠間市地域交流センター使用許可事項変更・取下げ申請書（様式第３号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

（令３規則２１・旧第５条繰下）

（許可事項変更等の承認通知）

第７条　市長は，前条の申請を承認したときは，笠間市地域交流センター使用許可事項変更・取下げ承認書（様式第４号）により当該使用者に通知するものとする。

（令３規則２１・旧第６条繰下）

（使用許可取消等の通知）

第８条　市長は，条例第１４条の規定により使用の許可を取り消し，又は使用を中止するときは，その理由を付して笠間市地域交流センター使用許可取消等通知書（様式第５号）により，使用者に通知するものとする。

（令３規則２１・旧第７条繰下・一部改正）

（使用料の納付）

第９条　使用者は，施設を使用するときまでに条例第８条第１項に規定する使用料を納付しなければならない。ただし，市長が相当の理由があると認めるときは，後日納付することができる。

（令３規則２１・旧第８条繰下・一部改正）

（使用料の減免）

第１０条　条例第１０条の規定により使用料を減額し，又は免除する場合及びその額は，別表第１によるものとする。

２　前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするものは，使用日の５日前までに笠間市地域交流センター使用料減免申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は，前項の申請を受け，第１項の規定により使用料の減額又は免除を承認したときは，笠間市地域交流センター使用料減免承認書（様式第７号）により通知するものとする。

（令３規則２１・旧第９条繰下・一部改正）

（使用料の返還）

第１１条　条例第１１条の規定により使用料を返還できる場合及びその額は，別表第２によるものとする。

２　前項の規定による使用料の返還を受けようとするものは，使用日から７日以内に，笠間市地域交流センター使用料返還申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（令３規則２１・旧第１０条繰下・一部改正）

（継続使用の制限）

第１２条　交流センターの継続使用は，３日以内とする。ただし，市長が相当の理由があると認めるときは，この限りでない。

（令３規則２１・旧第１１条繰下）

（使用後の届出）

第１３条　使用者は，交流センターの使用を終了したときは，速やかに原状に復し，交流センター使用簿に記載するとともに係員の点検を受けなければならない。

（令３規則２１・旧第１２条繰下）

（施設き損の届出等）

第１４条　使用者は，交流センターの施設及び附属設備等を汚損又はき損し，若しくは亡失したときは，速やかにその理由を付して市長に届け出て，係員の指示を受けなければならない。

（令３規則２１・旧第１３条繰下）

（指定管理者）

第１５条　条例第１７条第１項の規定により，指定管理者に笠間市地域交流セ

ンターの管理を行わせる場合にあっては，第２条から第１２条中，第１４条中「市長」とあるのは「指定管理者」と，第３条，第１０条から第１１条中「使用日」とあるのは「利用日」と，第２条から第６条，第８条から第９条，第１３条中「使用」とあるのは「利用」と，第９条（見出しを含む。）から第１１条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（令３規則２１・旧第１４条繰下・一部改正）

（その他）

第１６条　この規則の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

（令３規則２１・旧第１５条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この規則は，条例附則第１項の規則で定める日から施行する。

（笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

２　笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年笠間市規則第９３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２９年規則第２２号）

この規則は，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年笠間市条例第６号）附則第１項で定める日から施行する。

附　則（令和３年規則第８号）

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規則第２１号）

（施行期日）

１　この規則は，令和３年１０月１日から施行する。

（準備行為）

２　この規則の施行の日以降の笠間市地域交流センター（みなみ，大橋，池野辺，高田，はこだ，さしろ，もとど，くるす，南山内，上加賀田，福原）に

係る使用の許可及び運営に関し，必要な手続その他の行為については，この規則の施行前においても行うことができる。

別表第１（第１０条関係）

（令３規則２１・一部改正）

区分	減免額
1　市内の地域活動団体，市民活動団体，NPO法人等が営利を目的とせず，又は入場料を徴収しないで使用するとき。	全額
2　笠間市又は笠間市教育委員会が主催又は共催して使用するとき。	全額
3　笠間市又は笠間市教育委員会が後援して使用するとき。	半額
4　その他市長が特に必要と認めるとき。	市長がその都度決定する額

別表第２（第１１条関係）

（令３規則２１・一部改正）

区分	返還額
1　市長が公益上その他やむを得ない理由により，使用の許可を取り消したとき。	全額
2　使用者の責めに帰することができない理由により，使用できなくなったとき。	全額
3　使用者が使用予定日の３日前までに使用の取消しを申し出たとき。	全額
4　その他市長が相当の理由があると認めたとき。	市長がその都度決定する額

様式第１号（第３条関係）
その１

年　　月　　日

笠間市長　　様

申請者（個人の場合）
住　　所
氏　　名
連 絡 先
（団体の場合）
団 体 名
所 在 地
代表者名
連 絡 先
担 当 者
連 絡 先

笠間市地域交流センター使用許可申請書

笠間市地域交流センターともべの使用について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第６条に規定する許可を受けたいので，次のとおり申請します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使用施設	マルチホール　会議室　談話室１　談話室２　健康ルーム コミュニティルーム　市民活動サロン　調理室 まちのひろば（全面・半面・　　㎡程度）		
使用備品 附属設備	ワゴンアンプ（マルチホール）　ワゴンアンプ（会議室） 映写スクリーン		
備　　考			

その２

年　　月　　日

笠間市長　　様

申請者（個人の場合）
住　　所
氏　　名
連 絡 先
(団体の場合)
団 体 名
所 在 地
代表者名
連 絡 先
担 当 者
連 絡 先

笠間市地域交流センター使用許可申請書

笠間市地域交流センターいわまの使用について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第６条に規定する許可を受けたいので，次のとおり申請します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使用施設	多目的ホール　会議室１　会議室２　会議室３　談話室 健康ふれあいルーム　調理室 みんなのひろば（全面・半面・　　㎡程度）		
使用備品 附属設備	ＡＶワゴン（多目的ホール）　映写スクリーン		
備　　考			

その３

年　　月　　日

笠間市長　　様

申請者（個人の場合）
住　　所
氏　　名
連 絡 先
(団体の場合)
団 体 名
所 在 地
代表者名
連 絡 先
担 当 者
連 絡 先

笠間市地域交流センター使用許可申請書

笠間市地域交流センター　　の使用について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第６条に規定する許可を受けたいので，次のとおり申請します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使用施設	□　地域交流センター (多目的ホール　和室　調理室　屋外施設等)		
備　　考			

様式第２号（第５条関係）
その１

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可書

次のとおり笠間市地域交流センターともべの使用を許可しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第５条の規定により通知します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使用施設	マルチホール　会議室　談話室１　談話室２　健康ルーム コミュニティルーム　市民活動サロン　調理室 まちのひろば（全面・半面・　　㎡程度）		
使用備品 附属設備	ワゴンアンプ（マルチホール）　ワゴンアンプ（会議室） 映写スクリーン		
使　用　料	円（附属設備・その他割増しを含む。）		
減免申請	□有　　□無		
備　　考			

その２

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可書

次のとおり笠間市地域交流センターいわまの使用を許可しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第５条の規定により通知します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使用施設	多目的ホール　会議室１　会議室２　会議室３　談話室 健康ふれあいルーム　調理室 みんなのひろば（全面・半面・　　㎡程度）		
使用備品 附属設備	ＡＶワゴン（多目的ホール）　映写スクリーン		
使　用　料	円（附属設備・その他割増しを含む。）		
減免申請	□有　　□無		
備　　考			

その３

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可書

次のとおり笠間市地域交流センター　　の使用を許可しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第５条の規定により通知します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使用施設	□　地域交流センター （多目的ホール　和室　調理室　屋外施設等）		
使　用　料	円（割増しを含む。）		
減免申請	□有　　□無		
備　　考			

様式第３号（第６条関係）
その１

年　　月　　日

笠間市長　　様

団 体 名
住　　所
申請者　代表者名
連 絡 先
担 当 者　　電話

笠間市地域交流センター使用許可事項変更・取下げ申請書

笠間市地域交流センターともべの使用許可事項変更・取下げについて，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第６条の規定により，次のとおり使用許可事項変更・取下げの承認を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">許可事項</td><td>使用目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="3">年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から
年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="3">マルチホール　会議室　談話室１　談話室２　健康ルーム
コミュニティルーム　市民活動サロン　調理室
まちのひろば（全面・半面・　　㎡程度）</td></tr>
<tr><td>使用備品附属設備</td><td colspan="3">ワゴンアンプ（マルチホール）
ワゴンアンプ（会議室）
映写スクリーン</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更・取下げ事項</td><td>区　　分</td><td colspan="3">□変更　　□取下げ</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td></td><td>変更等の理由</td><td></td></tr>
</table>

その２

年　　月　　日

笠間市長　　様

団 体 名
住　　所
申請者　代表者名
連 絡 先
担 当 者　　電話

笠間市地域交流センター使用許可事項変更・取下げ申請書

笠間市地域交流センターいわまの使用許可事項変更・取下げについて，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第６条の規定により，次のとおり使用許可事項変更・取下げの承認を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">許可事項</td><td>使用目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="3">年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から
年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="3">多目的ホール　会議室１　会議室２　会議室３　談話室
健康ふれあいルーム　調理室
みんなのひろば（全面・半面・　　㎡程度）</td></tr>
<tr><td>使用備品附属設備</td><td colspan="3">ＡＶワゴン（多目的ホール）　映写スクリーン</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更・取下げ事項</td><td>区　　分</td><td colspan="3">□変更　　□取下げ</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td></td><td>変更等の理由</td><td></td></tr>
</table>

その３

年　　月　　日

笠間市長　　様

団 体 名
住　　所
申請者　代表者名
連 絡 先
担 当 者　　電話

笠間市地域交流センター使用許可事項変更・取下げ申請書

笠間市地域交流センター　　の使用許可事項変更・取下げについて，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第６条の規定により，次のとおり使用許可事項変更・取下げの承認を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">許可事項</td><td>使用目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="3">年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から
年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="3">□　地域交流センター
（多目的ホール　和室　調理室　屋外施設等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更・取下げ事項</td><td>区　　分</td><td colspan="3">□変更　　□取下げ</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td></td><td>変更等の理由</td><td></td></tr>
</table>

様式第４号（第７条関係）
その１

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可事項変更・取下げ承認書

次のとおり笠間市地域交流センターともべの使用許可事項変更・取下げを承認しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第７条の規定により通知します。

<table>
<tr><td rowspan="4">許可事項</td><td>使用目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="5">年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から
年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="5">マルチホール　会議室　談話室１　談話室２　健康ルーム
コミュニティルーム　市民活動サロン　調理室
まちのひろば（全面・半面・　　㎡程度）</td></tr>
<tr><td>使用備品
附属設備</td><td colspan="5">ワゴンアンプ（マルチホール）
ワゴンアンプ（会議室）
映写スクリーン</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更・取下げ事項</td><td>区　　分</td><td colspan="5">□変更　　□取下げ</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="2"></td><td>変更等の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使　用　料</td><td>既納使用料</td><td>返還額</td><td>追加金額</td><td>合　　計</td><td>増　減</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>

その２

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可事項変更・取下げ承認書

次のとおり笠間市地域交流センターいわまの使用許可事項変更・取下げを承認しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第７条の規定により通知します。

<table>
<tr><td rowspan="4">許可事項</td><td>使用目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="5">年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から
年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="5">多目的ホール　会議室１　会議室２　会議室３　談話室
健康ふれあいルーム　調理室
みんなのひろば（全面・半面・　　㎡程度）</td></tr>
<tr><td>使用備品
附属設備</td><td colspan="5">ＡＶワゴン（多目的ホール）　映写スクリーン</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更・取下げ事項</td><td>区　　分</td><td colspan="5">□変更　　□取下げ</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="2"></td><td>変更等
の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使　用　料</td><td>既納使用料</td><td>返還額</td><td>追加金額</td><td>合　　計</td><td>増　減</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>

その３

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可事項変更・取下げ承認書

次のとおり笠間市地域交流センター　　の使用許可事項変更・取下げを承認しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第７条の規定により通知します。

<table>
<tr><td rowspan="3">許可事項</td><td>使用目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="5">年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から
年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="5">□　地域交流センター
（多目的ホール　和室　調理室　屋外施設等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更・取下げ事項</td><td>区　　分</td><td colspan="5">□変更　　□取下げ</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="2"></td><td>変更等の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使　用　料</td><td>既納使用料</td><td>返還額</td><td>追加金額</td><td>合　　計</td><td>増　減</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>

様式第５号（第８条関係）
その１

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可取消等通知書

年　　月　　日付け第　　号による笠間市地域交流センターともべの使用について，次のとおり使用許可の取消し・使用の停止を決定しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第８条の規定により通知します。

使　用　目　的	
使　用　日　時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで
使　用　施　設	マルチホール　会議室　談話室１　談話室２　健康ルーム コミュニティルーム　市民活動サロン　調理室 まちのひろば（全面・半面・　　㎡程度）
使　用　備　品 附　属　設　備	ワゴンアンプ（マルチホール）　ワゴンアンプ（会議室） 映写スクリーン
許可取消し・使用停止の理由	笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第６条第１項第　号に該当すると認められるため。
備　　考	

その２

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可取消等通知書

年　　月　　日付け第　　号による笠間市地域交流センターいわまの使用について，次のとおり使用許可の取消し・使用の停止を決定しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第８条の規定により通知します。

使　用　目　的	
使　用　日　時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで
使　用　施　設	多目的ホール　会議室１　会議室２　会議室３　談話室 健康ふれあいルーム　　調理室 みんなのひろば（全面・半面・　　㎡程度）
使　用　備　品 附　属　設　備	ＡＶワゴン（多目的ホール）　映写スクリーン
許可取消し・使用停止の理由	笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第６条第１項第　号に該当すると認められるため。
備　　考	

その３

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用許可取消等通知書

年　　月　　日付け第　　号による笠間市地域交流センター　　の使用について，次のとおり使用許可の取消し・使用の停止を決定しましたので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第８条の規定により通知します。

使　用　目　的	
使　用　日　時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで
使　用　施　設	□　地域交流センター （多目的ホール　和室　調理室　屋外施設等）
許可取消し・使用停止の理由	笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第７条第１項第　　号に該当すると認められるため。
備　　考	

様式第６号（第１０条関係）
その１

年　　月　　日

笠間市長　　様

団 体 名
住　　所
申請者　代表者名
連 絡 先
担 当 者　　電話

笠間市地域交流センター使用料減免申請書

笠間市地域交流センターともべの使用について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１０条に規定する使用料の減免を受けたいので，次のとおり申請します。

使 用 目 的		使用人数	人
使 用 日 時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使 用 施 設	マルチホール　会議室　談話室１　談話室２　健康ルーム コミュニティルーム　市民活動サロン　調理室 まちのひろば（全面・半面・　　㎡程度）		
使 用 備 品 附 属 設 備	ワゴンアンプ（マルチホール）　ワゴンアンプ（会議室） 映写スクリーン		
減額又は免除申請の理由			
許可年月日	年　　月　　日		

その２

年　　月　　日

笠間市長　　様

団 体 名
住　　所
申請者　代表者名
連 絡 先
担 当 者　　電話

笠間市地域交流センター使用料減免申請書

笠間市地域交流センターいわまの使用について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１０条の規定による使用料の減免を受けたいので，次のとおり申請します。

使 用 目 的		使用人数	人
使 用 日 時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使 用 施 設	多目的ホール　会議室１　会議室２　会議室３　談話室 健康ふれあいルーム　調理室 みんなのひろば（全面・半面・　　㎡程度）		
使 用 備 品 附 属 設 備	ＡＶワゴン（多目的ホール）　映写スクリーン		
減額又は免除申請の理由			
許可年月日	年　　月　　日		

その３

年　　月　　日

笠間市長　　様

団 体 名
住　　所
申請者　代表者名
連 絡 先
担 当 者　　電話

笠間市地域交流センター使用料減免申請書

笠間市地域交流センター　　の使用について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１０条に規定する使用料の減免を受けたいので，次のとおり申請します。

使 用 目 的		使用人数	人
使 用 日 時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使 用 施 設	□　地域交流センター （多目的ホール　和室　調理室　屋外施設等）		
減額又は免除申請の理由			
許可年月日	年　　月　　日		

様式第７号（第１０条関係）
その１

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用料減免承認書

年　月　日付けで申請のあった笠間市地域交流センターともべの使用料の減免について，次のとおり使用料の減免を承認したので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１０条の規定により通知します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使用施設	マルチホール　会議室　談話室１　談話室２　健康ルーム コミュニティルーム　市民活動サロン　調理室 まちのひろば（全面・半面・　　㎡程度）		
使用備品 附属設備	ワゴンアンプ（マルチホール）　ワゴンアンプ（会議室） 映写スクリーン		
許可年月日	年　　月　　日　　第　　号		
減免承認日	年　　月　　日　　第　　号		

その２

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用料減免承認書

年　月　日付けで申請のあった笠間市地域交流センターいわまの使用料の減免について，次のとおり使用料の減免を承認したので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１０条の規定により通知します。

使用目的		使用人数	人
使用日時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使用施設	多目的ホール　会議室１　会議室２　会議室３　談話室 健康ふれあいルーム　調理室 みんなのひろば（全面・半面・　　㎡程度）		
使用備品 附属設備	ＡＶワゴン（多目的ホール）　映写スクリーン		
許可年月日	年　　月　　日　　第　　号		
減免承認日	年　　月　　日　　第　　号		

その３

年　　月　　日

様

笠間市長　　印

笠間市地域交流センター使用料減免承認書

年　月　日付けで申請のあった笠間市地域交流センター　　の使用料の減免について，次のとおり使用料の減免を承認したので，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１０条の規定により通知します。

使 用 目 的		使用人数	人
使 用 日 時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで		
使 用 施 設	□　地域交流センター （多目的ホール　和室　調理室　屋外施設等）		
許可年月日	年　　月　　日　　第　　号		
減免承認日	年　　月　　日　　第　　号		

様式第８号（第１１条関係）その１

年　　月　　日

笠間市長　様

団 体 名
住　　所
申請者　代表者名
連 絡 先
担 当 者　　電話

笠間市地域交流センター使用料返還申請書

笠間市地域交流センターともべの使用に係る使用料について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第１１条第２項の規定により，次のとおり使用料の返還を申請します。

申 請 理 由	
使 用 日 時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで
使 用 施 設	マルチホール　会議室　談話室１　談話室２　健康ルーム コミュニティルーム　市民活動サロン　調理室 まちのひろば（全面・半面・　　㎡程度）
使用備品 附属設備	ワゴンアンプ（マルチホール）　ワゴンアンプ（会議室） 映写スクリーン
許可年月日	年　　月　　日　　号
納付年月日	年　　月　　日
既納使用料	円
返還申請額	円
返還処理事項 □　笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１１条本文の規定により返還しない。 □　笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１１条ただし書の規定に該当するため返還する。	

注意事項　本返還申請に係る笠間市地域交流センター使用許可書を添付してください。

その２

年　　月　　日

笠間市長　様

団　体　名
住　　所
申請者　代表者名
連　絡　先
担　当　者　　電話

笠間市地域交流センター使用料返還申請書

笠間市地域交流センターいわまの使用に係る使用料について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第１１条第２項の規定により，次のとおり使用料の返還を申請します。

申　請　理　由	
使　用　日　時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで
使　用　施　設	マルチホール　会議室１　会議室２　会議室３　談話室 健康ふれあいルーム　調理室 みんなのひろば（全面・半面・　　㎡程度）
使用備品 附属設備	ＡＶワゴン（多目的ホール）　映写スクリーン
許可年月日	年　　月　　日　　号
納付年月日	年　　月　　日
既納使用料	円
返還申請額	円
返還処理事項 □　笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１１条本文の規定により返還しない。 □　笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１１条ただし書の規定に該当するため返還する。	

注意事項　本返還申請に係る笠間市地域交流センター使用許可書を添付してください。

その３

年　　月　　日

笠間市長　様

団 体 名
住　　所
申請者　代表者名
連 絡 先
担 当 者　　電話

笠間市地域交流センター使用料返還申請書

笠間市地域交流センター　　の使用に係る使用料について，笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第１１条第２項の規定により，次のとおり使用料の返還を申請します。

申 請 理 由	
使 用 日 時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分から 年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分まで
使 用 施 設	□　地域交流センター (多目的ホール　和室　調理室　屋外施設等)
許可年月日	年　　月　　日　　号
納付年月日	年　　月　　日
既納使用料	円
返還申請額	円
返還処理事項 □　笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１１条本文の規定により返還しない。 □　笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例第１１条ただし書の規定に該当するため返還する。	

注意事項　本返還申請に係る笠間市地域交流センター使用許可書を添付してください。

様式第１号（第３条関係）

（平２９規則２２・全改，令３規則８・令３規則２１・一部改正）

様式第２号（第５条関係）

（平２９規則２２・全改，令３規則２１・一部改正）

様式第３号（第６条関係）

（平２９規則２２・全改，令３規則８・令３規則２１・一部改正）

様式第４号（第７条関係）

（平２９規則２２・全改，令３規則２１・一部改正）

様式第５号（第８条関係）

（平２９規則２２・全改，令３規則２１・一部改正）

様式第６号（第１０条関係）

（平２９規則２２・全改，令３規則８・令３規則２１・一部改正）

様式第７号（第１０条関係）

（平２９規則２２・全改，令３規則２１・一部改正）

様式第８号（第１１条関係）

（平２９規則２２・全改，令３規則８・令３規則２１・一部改正）

○笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例

平成１８年３月１９日
条例第１２８号
改正　平成１８年８月７日条例第２３８号
平成２０年３月２１日条例第５号
平成２６年３月１４日条例第５号
平成２８年３月１７日条例第１３号

（設置）

第１条　駅周辺の環境整備を図るとともに，自転車利用者の利便に資することを目的として，笠間市営有料自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　自転車駐車場の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
笠間市営笠間駅北口自転車駐車場	笠間市下市毛２８８番地１０
笠間市営稲田駅前自転車駐車場	笠間市稲田２３０７番地９
笠間市営友部駅北口自転車駐車場	笠間市南友部１９６６番地１８
笠間市営友部駅南口自転車駐車場	笠間市友部駅前１番１０号

２　笠間市営友部駅南口自転車駐車場にあっては，原動機付自転車を駐車することはできない。

（平２０条例５・平２８条例１３・一部改正）

（指定管理者による管理）

第３条　自転車駐車場の管理は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により，法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（平２８条例１３・一部改正）

（指定管理者が行う業務）

第４条　指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　自転車駐車場の使用許可に関する業務

（２）　自転車駐車場の使用料の徴収に関する業務

（３）　自転車駐車場の施設及び付属設備等の維持管理に関する業務

（４）　その他市長が必要と認める業務

（使用の申込み）

第５条　自転車駐車場を使用しようとするものは，市長又は指定管理者に申し込まなければならない。

２　使用期間は，１日又は１月を原則とする。

３　一時休止については，夏休み及び冬休みの期間の１箇月とする。１箇月を超える場合は，解約とする。

（使用料）

第６条　自転車駐車場を使用するものは，別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

（使用料の免除）

第７条　市長又は指定管理者は，必要があると認めたときは，規則で定めるところにより，使用料を免除することができる。

２　前項の規定により，指定管理者が使用料を免除するときは，あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（使用料の還付）

第８条　既納の使用料は，還付しない。ただし，市長が特別の理由があると認めたときは，その全部又は一部を還付することができる。

（使用の休止）

第９条　市長又は指定管理者は，自転車駐車場の整備その他必要があると認めるときは，自転車駐車場の使用を休止することができる。

（損害賠償）

第１０条　使用者の責めに帰すべき事由により，自転車駐車場の施設，設備等に損害を与えた場合は，市長の指示に従い直ちに原形に復し，又は損害を賠償しなければならない。

２　使用者は，駐車中の自転車が盗難にあった場合又は損害を受けた場合，市長に対し損害賠償を請求することができない。

（監督処分）

第１１条　市長又は指定管理者は，自転車駐車場の使用者がこの条例（これに基づく規則を含む。）の規定に違反したとき，その他自転車駐車場の管理上支障が生じたときは，使用の承認を取り消し，又は自転車その他の物件（以下「自転車等」という。）の所有者又は管理者に対し，その所有又は管理に係る自転車等の自転車駐車場からの移動，撤去その他必要な措置をとることを命ずることができる。

２　市長又は指定管理者は，前項の規定による措置を命じようとする場合において，過失なくして当該措置を命ぜられるべき者を確認できないときは，当該措置を自ら行うことができる。

（笠間市営友部駅南口自転車駐車場に関する特例）

第１２条　第３条の規定により笠間市営友部駅南口自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において，市長は，第４条第２号の規定にかかわらず，法第２４４条の２第８項の規定により，自転車駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

２　利用料金の額は，別表に定める使用料の額を上限として，指定管理者が定める。この場合において，指定管理者は，あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を得なければならない。

３　第１項に規定する場合において，第４条中「使用許可」とあるのは「利用許可」と，同条，第６条（見出しを含む。），第７条，第８条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と，第５条，第６条，第９条及び第１１条中「使用」とあるのは「利用」と，第５条中「使用期間」とあるのは「利用期間」と，第１０条及び第１１条中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

（平２８条例１３・追加）

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（平２８条例１３・旧第１２条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成１８年３月１９日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに，合併前の笠間市営自転車駐車場設置及び管理に関する条例（平成３年笠間市条例第２２号）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年条例第２３８号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成２０年条例第５号）

この条例は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は，平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に発した納入通知書に係る使用料については，なお従前の例による。

附　則（平成２８年条例第１３号）抄

（施行期日）

１　この条例は，規則で定める日から施行する。

（平成２９年規則第２号で平成２９年１月２９日から施行）

（準備行為）

４　この条例の施行の日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し，必要な手続その他の行為については，この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第６条関係）

（平２６条例５・全改）

自転車駐車場使用料金表

区分	定期使用料	一時使用料１日１回
	１月	

自転車	円 １，５４０	円 １００
原動機付自転車	円 ２，０５０	円 １５０

○笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成１８年３月１９日
規則第９３号
改正　平成１８年８月７日規則第１６８号
平成２０年３月１３日規則第８号
平成２８年５月１３日規則第２８号
平成２９年６月３０日規則第２７号

（趣旨）

第１条　この規則は，笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成１８年笠間市条例第１２８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第２条　自転車駐車場の使用時間は，午前０時から午後１２時までとする。
（平２９規則２７・全改）

（使用の申請等）

第３条　条例第５条第１項の規定に基づき自転車駐車場を使用しようとする者は，定期使用を希望する場合にあっては，市長又は指定管理者に対し自転車駐車場定期駐車申込書（様式第１号）を提出することにより，一時使用を希望する場合にあっては，市長又は指定管理者が別に定める方法により申請をしなければならない。

２　市長又は指定管理者は，前項の規定による申請のあったときは，定期使用にあっては自転車駐車場定期駐車券（様式第２号。以下「定期駐車券」という。）及び自転車駐車場使用ステッカー（様式第３号。以下「ステッカー」という。）を，一時使用にあっては一時駐車使用券（様式第４号）を申請者に交付しなければならない。

３　市長又は指定管理者は，自転車駐車場の超過使用料を徴収するときは，一時駐車使用券を交付しなければならない。

４　定期使用者が，使用の取消しをしようとするときは，自転車駐車場使用取消申請書（様式第５号）を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

５　条例第５条第３項の規定に基づき一時休止をしようとする者は，自転車駐

車場一時使用休止申込書（様式第６号）を，市長又は指定管理者に申請しなければならない。

（平２９規則２７・一部改正）

（使用の制限）

第４条　市長又は指定管理者は，次の各号に該当する場合は使用させないものとする。

（１）　使用申込者の数が自転車駐車場施設の収容台数を超えるとき。

（２）　自転車等に危険物を積載しているとき。

（３）　その他市長又は指定管理者が不適当と認めたとき。

（使用料の免除）

第５条　条例第７条の規定による免除は，次の各号に定めるところによる。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による扶助を受けているもの

（２）　その他市長が免除することが適当と認めた場合

２　前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は，自転車駐車場使用料免除申請書（様式第７号）を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第６条　条例第８条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は，自転車駐車場使用料還付申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（定期駐車券の再交付）

第７条　定期使用者は，定期駐車券を紛失し，又は損傷したときは，その再交付を受けなければならない。

２　前項の規定により定期駐車券の再交付を受けようとするときは，自転車駐車場定期駐車券再交付申請書（様式第９号）を市長又は指定管理者に提出しなければならない。この場合において，定期駐車券を損傷したことにより申請するときは，当該定期駐車券を添付しなければならない。

（住所等の変更の届出）

第８条　定期使用者は，住所，氏名又は自転車等を変更したときは，自転車駐

車場使用者住所等変更届（様式第１０号）を市長又は指定管理者に提出し，住所等の変更の場合は，定期駐車券，自転車の変更の場合は，ステッカーの再交付を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第９条　定期使用者は，使用の権利を譲渡し，又は定期駐車券を転貸してはならない。

（遵守事項）

第１０条　自転車駐車場を使用する者は，条例に定めがあるもののほか，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　自転車駐車場の入退場の際には，係員の求めに応じて，定期使用者にあっては，定期一時駐車使用券を，一時使用を受けた者にあっては，一時駐車使用券を提示すること。

（２）　自転車等は，駐車するときは施錠すること。

（３）　発火，引火又は爆発のおそれのある物品，著しく悪臭を発する物品等を，自転車駐車場に持ち込まないこと。

（４）　他の自転車等の駐車を妨げる行為等，自転車駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

（５）　防犯登録を受けるよう努めること。

（６）　前各号に掲げるもののほか，係員の指示に従うこと。

（平２９規則２７・一部改正）

（撤去・移動・処分の措置）

第１１条　市長又は指定管理者は，条例第１１条第１項の規定により自転車等の撤去，移動等の措置を命ずるときは，自転車等の撤去，移動命令書（様式第１１号）を交付して行うものとする。

２　市長又は指定管理者は，前項の規定による自転車等の撤去，移動命令書の交付日から起算して３０日を経過しても所有者の申告がないときは，当該自転車等を処分することができる。

（平２０規則８・一部改正）

（その他）

第１２条　この規則の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，平成１８年３月１９日から施行する。

附　則（平成１８年規則第１６８号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成２０年規則第８号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成２８年規則第２８号）抄

（施行期日）

１　この規則は，条例附則第１項の規則で定める日から施行する。

附　則（平成２９年規則第２７号）

この規則は，平成２９年７月１日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

自転車駐車場定期駐車申込書

年　　月　　日

あて先　笠間市長(指定管理者)

(申込者)住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の事項を遵守し，駐車場の定期使用を申し込みます。

記

1　自転車はラックに入れ必ず頑丈な鍵により施錠いたします。
2　既納料金の返還請求はいたしません。
3　定期駐車券を第三者に貸与又は譲渡いたしません。
4　駐車場内における損傷，盗難による損害賠償を市に請求いたしません。
5　駐車場の施設その他工作物及び駐車中の自転車を汚損又は破損いたしません。
6　駐車場の使用に当たっては係員の指示に従います。
7　一時休止については，夏休み及び冬休みの期間の1箇月とする(1箇月を超える場合は，解約となります。)。

1　駐車場名	
2　定期券No	
3　区分	主に駐車する車両ナンバー 自転車　　バイク(　　)
4　使用期間	年　月　日から　　年　月　日まで
5　使用料	1箇月　　円
6　使用料納付方法	口座振替　・　現金納付
7　備考	

様式第2号(第3条関係)

表

番　号 □ － □□□

笠間市営自転車駐車場
定　期　駐　車　券

有効期間 □□ 年 □□ 月 □□ 日から □□ 年 □□ 月末日まで

住　所
氏　名

年　月　日

笠間市長(指定管理者)　印

裏

注　意　事　項

1　定期券は，入退場の際，係員の求めに応じ提示してください。
2　有効期間以外は使用できません。
3　定期券を紛失，損傷したときは，直ちに届出してください。
4　定期券は，第三者に貸与したり譲渡できません。
5　使用自転車には，必ず，ステッカーを指定された場所に貼りつけるとともに，住所，氏名を記入し施錠してください。
6　駐車場内における損傷，盗難による損害は，一切の責任を負いません。
7　継続申込み手続は，期限前早めに行ってください。

様式第3号(第3条関係)

自転車駐車場
使用証

笠間市

―

様式第4号(第3条関係)

表

笠間市営自転車駐車場

一時駐車場使用券
1日1回限り

使用年月日
使　用　料　　円

(御利用の場合は裏面をご覧ください。)

No.

裏

この一時使用は駐車場所を提供するもので，自転車をお預かりするものではありませんので，自転車の損傷，盗難については一切責任を負いかねます。
駐車するときは必ず施錠してください。
この券をもって領収書に代えます。

笠間市営自転車駐車場

一時駐車場使用券

1日1回限り

使用年月日
使　用　料　　円

No.

この一時使用は駐車場所を提供するもので，自転車をお預かりするものではありませんので，自転車の損傷，盗難については一切責任を負いかねます。
駐車するときは必ず施錠してください。

様式第5号(第3条関係)

自転車駐車場使用取消申請書

年　　月　　日

あて先　笠間市長(指定管理者)

(申込者)住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり使用を取り消したいので申請します。

記

1　駐車場名	
2　定期券No	
3　申請理由	
4　区分	主に駐車する車両ナンバー 自転車　　バイク(　　)
5　使用取消年月日	年　　月　　日
6　使用料納付方法	口座振替　・　現金納付
7　備考	

様式第6号(第3条関係)

自転車駐車場一時使用休止申込書

年　　月　　日

あて先　笠間市長(指定管理者)

(申込者)住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自転車駐車場の一時使用休止を申し込みます。

記

1　自転車はラックに入れ必ず頑丈な鍵により施錠いたします。
2　既納料金の返還請求はいたしません。
3　定期駐車券を第三者に貸与又は譲渡いたしません。
4　駐車場内における損傷，盗難による損害賠償を市に請求いたしません。
5　駐車場の施設その他工作物及び駐車中の自転車を汚損又は破損いたしません。
6　駐車場の使用に当たっては係員の指示に従います。

※なお，休止期間中に一時使用があった場合には一時使用料金を支払います。

1　駐車場名	
2　定期券No	
3　区分	自転車　　バイク(主に駐車する車両ナンバー　　)
4　使用休止期間	年　月　日から　　年　月　日まで
5　使用料	1箇月　　円
6　使用料納付方法	口座振替　・　現金納付
7　備考	

様式第7号(第5条関係)

自転車駐車場使用料免除申請書

年　　月　　日

あて先　笠間市長(指定管理者)

申請者
住　　所
フリガナ
氏　　名
電　　話

次のとおり申請します。

申　請　理　由	
申　請　期　間	
決　定　区　分	承認する　　承認しない
免除する金額	

備考

様式第8号(第6条関係)

自転車駐車場使用料還付申請書

年　　月　　日

あて先　笠間市長

申請者
住　　所
フリガナ
氏　　名
電　　話

の理由により自転車駐車場使用料の還付を受けたいので申請いたします。

還付を受けようとする理由

振込依頼書		
金融機関名	口座番号	名　　義
銀行 支店	No.	

備考

様式第9号(第7条関係)

自転車駐車場定期駐車券再交付申請書

年　　月　　日

あて先　笠間市長(指定管理者)

申請者
住　　所
フリガナ
氏　　名
電　　話

定期駐車券を紛失・損傷したので，再交付されたく申請します。

申　請　理　由	

備考

様式第10号(第8条関係)

自転車駐車場使用者住所等変更届

年　　月　　日

あて先　笠間市長(指定管理者)

申請者
住　　所
フリガナ
氏　　名
電　　話

次のとおり申請します。

変更年月日	年　　月　　日から	
住　　所	現住所	
	前住所	
自　転　車	現車種	
	前車種	
備考		

様式第11号（第11条関係）

自転車等の撤去，移動命令書

年　　月　　日

様

笠間市長（指定管理者）　　印

下記の理由のため，あなたの自転車を笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第10条第1項により直ちに｛撤去，移動｝の措置をとることを命じます。

記

理由

様式第１号（第３条関係）
様式第２号（第３条関係）
様式第３号（第３条関係）
様式第４号（第３条関係）
様式第５号（第３条関係）
様式第６号（第３条関係）
様式第７号（第５条関係）
様式第８号（第６条関係）
様式第９号（第７条関係）
様式第１０号（第８条関係）
様式第１１号（第１１条関係）

笠間市地域交流センターともべ施設利用料金表

1. 部屋利用料金

単位：円

施設名＼時間	A 9時～12時	B 13時～17時	C 18時～22時	D 9時～17時	E 13時～22時	F 9時～22時
マルチホール	6,110	8,140	8,140	16,290	18,330	26,480
健康ルーム	2,540	3,360	3,360	6,820	7,630	11,100
会議室	2,540	3,460	3,460	6,920	7,840	11,300
コミュニティルーム	1,220	1,730	1,730	3,460	3,870	5,600
談話室1	1,010	1,320	1,320	2,640	3,050	4,370
談話室2	1,010	1,320	1,320	2,640	3,050	4,370
調理室	2,950	3,970	3,970	7,940	8,860	12,930
市民活動サロン	910	1,220	1,220	2,540	2,950	4,170
まちのひろば	3,050	4,070	4,070	8,140	9,160	13,240
	面積の2分の1程度は半額 1区画(10㎡程度)使用の場合　1時間　**100円**					

※詳しくはお問い合わせください。

2. 備品利用料金

単位：円

付属設備及び備品＼時間	A 9時～12時	B 13時～17時	C 18時～22時	D 9時～17時	E 13時～22時	F 9時～22時
ワゴンアンプ（マルチホール）	1,620	2,130	2,130	4,370	4,880	7,120
ワゴンアンプ（会議室）	910	1,220	1,220	2,440	2,750	3,970
映写スクリーン（プロジェクター）	500	610	610	1,320	1,520	2,240
レンタサイクル	1回：**300円**(9:00~17:30)，延長料金：**200円**(17:30~22:00)					

※詳しくはお問い合わせください。

3. 部屋・備品利用料金の利用者区分

	区分	金額
①	個人で利用する場合	**上記表のとおり**
②	営利を目的として利用する場合	**上記表の2倍**
③	笠間市に住所を有しない個人または笠間市に事務所、事業所を有しない法人、その他の団体が利用する場合	**上記表の2倍**
④	②、③のいずれにも該当する場合	**上記表の4倍**

4. 施設利用料金の減額・減免

	区分	金額
①	市内の地域活動団体、市民活動団体、NPO法人等が営利を目的とせず、または入場料を徴収しないで利用する場合	**全額**
②	笠間市または笠間市教育委員会が主催または共催して利用する場合	**全額**
③	笠間市または笠間市教育委員会が後援して利用する場合	**半額**
④	その他市長が特に必要と認める場合	**市長がその都度決定する額**

ＪＲ友部駅南口に隣接した地域交流センターともべは、市民活動の交流拠点となる施設として、１３５席のマルチホールのほか、健康ルーム、会議室、調理室、カフェを備えています。

市民や地域コミュニティ、市民活動団体の情報発信・交流、健康増進等の拠点として、地域の活性化を図ります。

また、駅利用者の利便性の向上を図るため自転車駐車場を設置しています。

■アクセスMAP　JR友部駅南口徒歩1分

■開館時間

午前9時～午後10時

■駐車場収容台数

63台(内 障がい者等用2台)

※施設の使用や予約がない時、カフェ利用者がいない時には早めに閉館する場合がございます。

■休館日

第2・第4火曜日(祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

■利用方法

利用しようとする日の属する月の4月前の初日から、利用日の5日前までに「利用許可申請書」を提出してください。

自転車駐車場【年中無休・24時間対応】

■駐車台数　月貸し／　200台　　日貸し／　50台

■利用料金　月貸し／1,540円　　日貸し／100円

■利用方法　「定期駐車申込書」を提出してください。
日貸しの場合は、申込書の提出は必要ありません。

Tomoa
Regional Exchange Center Tomobe

笠間市地域交流センターともべ「トモア」
〒309-1735 茨城県笠間市友部駅前1番10号
TEL.0296-71-6637 FAX.0296-78-0012

19100500

笠間市地域交流センターともべ

Tomoa
Regional Exchange Center Tomobe

地域交流センターともべの愛称「トモア」

「友（tomo）」との交流を図る場所であること、
そして、センター機能の充実（more）を願い、
tomo（トモ）＋more（モア）で　トモアとしました。

A マルチホール
定員／135名（可動席）

ステージ
間口／6m, 奥行／5m

B 健康ルーム 定員／50名（イス無し）

男女別更衣室

E 調 理 室
定員／24名

F 談話室1・2（板の間）
定員／各24名

地下自転車駐車場

G カフェ&キッチン ともあ
34席
営業時間／10:00～21:00
定休日／第2・4火曜日
TEL/FAX 0296-71-7010

交流ホール・キッズコーナー

地域交流センターともべは、地中熱換気システムの導入により環境に配慮した施設で、笠間焼の陶壁や稲田みかげ石の床材など地場産材を使用しています。屋内には、高い天井で広い空間の交流ホールやカフェ、屋外には、青空市などに利用できる「まちのひろば」があります。

C 会 議 室 定員／60名

D コミュニティルーム 定員／22名

地中熱換気システム

施設内には、**『笠間市消費生活センター』**を設置しています。
悪質商法や多重債務などでお困りの場合は、迷わずご相談ください。

■相談時間／午前9時～正午・午後1時～午後4時
■休館日／第2・第4火曜日（祝日の場合はその翌日），日曜日，祝日，年末年始（12月29日～翌年1月3日）
■TEL・FAX／0296-77-1313